イ　帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

(ｱ)　掃引周波数幅は、各周波数帯において、次表のとおりとする。

測定対象周波数帯	掃　引　周　波　数　幅
700MHz帯（注１）	763MHzから813MHzまで
800MHz帯（注１）	850MHzから900MHzまで
900MHz帯（注１）	935MHzから970MHzまで
1.5GHz帯（注２）	1,465.9MHzから1,520.9MHzまで
1.7GHz帯（注２）	1,829.9MHzから1,889.9MHzまで
2.0GHz帯（注２）	2,100MHzから2,180MHzまで

注１　チャネル間隔に応じて、搬送波周波数近傍の次の周波数範囲を除く。
５MHz：搬送波周波数±12.55MHz未満
10MHz：搬送波周波数±15.05MHz未満
15MHz：搬送波周波数±17.55MHz未満
20MHz：搬送波周波数±20.05MHz未満

注２　チャネル間隔に応じて、搬送波周波数近傍の次の周波数範囲を除く。
５MHz：搬送波周波数±13.0MHz未満
10MHz：搬送波周波数±15.5MHz未満
15MHz：搬送波周波数±18.0MHz未満
20MHz：搬送波周波数±20.5MHz未満

(ｲ)　分解能帯域幅は、各周波数帯において、次表のとおりとする。

測定対象周波数帯	分解能帯域幅
700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯	100kHz
1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2.0GHz帯	１MHz

(ｳ)　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅と同程度
(ｴ)　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
(ｵ)　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
(ｶ)　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
(ｷ)　データ点数　　400点以上
(ｸ)　掃引モード　　単掃引
(ｹ)　検波モード　　ポジティブピーク

ウ　帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

(ｱ)　中心周波数　　不要発射周波数
(ｲ)　掃引周波数幅　　０Hz
(ｳ)　分解能帯域幅　　アの掃引周波数幅、700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯：100kHz
イの掃引周波数幅のうち、1.5GHz帯､1.7GHz帯及び2.0GHz帯：１MHz
(ｴ)　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度
(ｵ)　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
(ｶ)　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
(ｷ)　掃引モード　　単掃引
(ｸ)　検波モード　　サンプル

(3)　試験機器の状態

ア　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。
イ　電力制御を最大とし、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。
ウ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

(4)　測定操作手順

ア　スペクトル分析器の設定を(2)アとし、各掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。
イ　探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。
ウ　探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は､スペクトル分析器の設定を(2)ウとし、掃引終了後、全データを電力次元の真数に変換し、平均を求める。
エ　スペクトル分析器の設定を(2)イとし、各掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。
オ　探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。
カ　探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は､スペクトル分析器の設定を(2)ウとし、掃引終了後、全データを電力次元の真数に変換し、平均を求める。
キ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

(5)　試験結果の記載方法

ア　不要発射振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm／100kHz単位又はdBm／MHz単位で記載する。
イ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において、参照帯域幅内の各周波数ごとにおける総和を、技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。
ウ　イにおいて、空間多重方式を用いるものにあっては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

(6)　その他の条件

ア　測定結果が許容値に対し３dB以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
イ　スペクトル分析器の検波モードのサンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。
ウ　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは､同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。
エ　(3)ウにおいて、個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであって、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有するものの場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。
オ　(4)ウにおいて、バースト波の場合は、測定値にバースト周期を電波を発射している時間で除した値を乗じて補正した値を測定結果とすること。なお、分解能帯域幅の選択度特性の影響により、測定値が過大に表示される場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅以下の30kHzとして参照帯域幅内の電力を積算することができる。